

# 人口減少下の国土利用・管理について

人口減少・高齢化等による国土の管理水準の悪化など、国土の利用・管理をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、今後の国土利用・管理の基本的な方向性について、①最適利用・管理の視点、②安全・安心の視点、③環境との共生の視点と、それらに共通する④DX(デジタル・トランスフォーメーション)の視点、⑤多様な主体の参画と官民共創の視点から整理する。

## ■国土利用・管理の基本的な3つの視点

### 1. 最適利用・管理の視点

- 住民の発意に基づき適正な土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開など、「国土の管理構想」の具体化
- 所有者不明土地などの低未利用地や空き家の利用の円滑化 等

### 2. 安全・安心の視点

- 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害リスクエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導
- 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 等

### 3. 環境との共生の視点

- 自然資本の保全・拡大に向けた「ネイチャーポジティブ」の考え方に根ざした国土利用・管理の推進
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど、自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決 等

## ■1～3に共通する横断的な2つの視点

### 4. DXの視点(国土利用・管理DX)

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- 国土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装の推進 等

### 5. 多様な主体の参画と官民共創の視点

- 適正な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民共創の推進
- 多様な主体の参画や連携を促進するコーディネート機能の確保 等

# 最適利用・管理の視点からの国土利用・管理

## ① 「国土の管理構想」の具体化

- 地域管理構想の取組を推進し、全国展開を図るため、①地域管理構想の策定意欲の喚起、②地域管理構想の効果的な実施、③推進体制の構築の観点から、推進方策の充実・強化を図る必要がある。
- これらを通じたモデル事例の蓄積を踏まえつつ、現場において地域管理構想をより一層効果的に実践してく上での制度的課題・ニーズを抽出し、地域管理構想の取組を加速化するための制度のあり方について検討を深める必要がある。

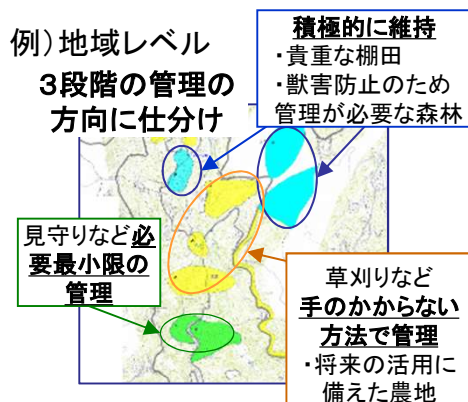
## 人口減少による土地の管理の課題

- ・荒廃農地の発生、鳥獣被害の拡大
- ・管理されていない森林の増加
- ・空家の増加 ・景観や生活環境の悪化



## 地域管理構想の検討・策定

- ・現状や課題を踏まえた土地利用・管理の話し合い、方向性づくり
- ・優先的に利用管理するところの明確化や管理手法の転換
- ・必要な取組や行動計画の整理



## 【取組の現状】

人口減少下の適切な国土管理の在り方を示した「国土の管理構想」の具体化に向け、住民の発意に基づく地域管理構想の策定推進を図るため、モデル事例の形成や地域管理構想策定の手引きの作成等に取り組んできたところ。



## 【取組強化の方向性】

- ① 地域管理構想の策定意欲を喚起するための仕掛けづくり
  - 地域管理構想について、策定意欲につながるモデル事例の形成、策定ノウハウの普及、地域管理構想づくりをコーディネートする人材の育成、地域管理構想の実施支援の強化(②)等を通じて、地域における取組の後押しを図る。
- ② 地域管理構想の効果的な実施を支援するための仕掛けづくり
  - 策定された地域管理構想が効果的に実施されるよう、関係省庁等の各種支援制度等を活用し、連携して一体的に支援することにより、効果の見える化を図り、他の地域への横展開を促進する。
- ③ 推進体制の構築
  - 地域の現場において、①及び②による地域管理構想の策定及び実施が円滑かつ効果的に進められるよう、関係省庁間の連携、国と自治体との連携による伴走型の推進体制の構築を図る。

## 「国土の管理構想」の位置付けとねらい

- 現行の国土利用計画（H27.8月閣議決定）で示された方針に基づいて検討を進めてきた、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示すもの。
- 分野横断的・統合的に国土全体の管理の在り方を提示。国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針となるもの。
- これに基づき、特に中山間地域などを中心に、市町村や地域における実践的な取組が進むことを期待。

## 「国土の管理構想」の考え方のポイント

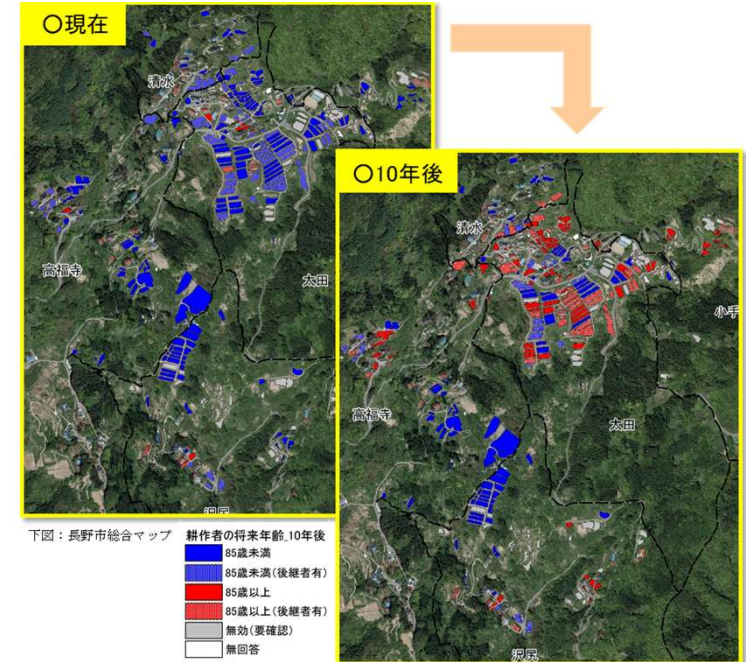
- 都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルで、人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想を策定。市町村や地域では、これを地図上に見える化（管理構想図）。
- 生活環境の維持や地域活性化などの地域課題と、生活の基盤となる土地利用・管理を一体的に考える。特に、地域住民自ら話し合い、地域の資源や課題、将来像、具体的な取組などを検討・共有することが重要。
- 人口減少下では、全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難。優先的に維持したい土地を明確化し、取組を進めることが重要。管理方法の転換や管理の縮小（場合によっては物理的管理を行わず見守りのみ）も考える。
- 個別法等で方向性が示されているものはそれに準拠しつつ、分野横断的な連携・調整の視点に立って市町村・地域管理構想を策定。要素が含まれていれば、他の計画でも市町村管理構想として取り扱うものとする。

## 「国土の管理構想」を踏まえたこれからの取組

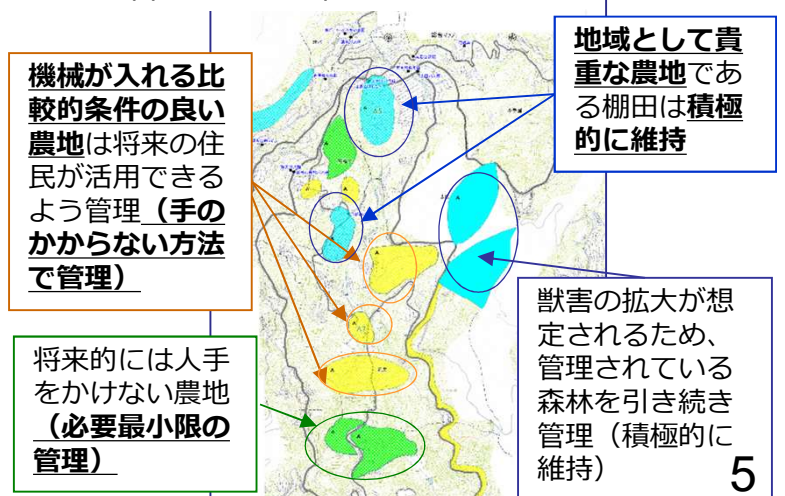
- 「国土の管理構想」を次期国土利用計画や国土形成計画に反映させる。
- 都道府県・市町村・地域の各レベルでの管理構想の取組を推進する。
- 特に市町村や地域レベルでの具体的かつ実践的な取組を進めるため、モデル事業（福岡県うきは市ほか）の実施を推進する。

## 長野市中条地区地域管理構想の取組事例

### ○現況図及び将来予想図の作成



### ○地域管理構想図の作成



## モデル事業による事例の創出：

地域管理構想、市町村管理構想のモデル事例の形成に向け、地域の現場における管理構想の策定実証調査を実施

## 管理構想策定の手引きの作成：

地域管理構想、市町村管理構想の内容や策定プロセスなど、モデル事例を参考とした手引きを作成し、R4.9に公表

### <地域管理構想>

地域名	検討期間	状況
長野県長野市中条地区(伊折区)	H31.1～R3.3 (策定済み)	地域住民等を中心に、計6回ワークショップを開催し、地域管理構想「いおりの地域づくりみらい戦略」(R3.3)を策定
山形県天童市田麦野地区	R3.11～(実施中)	R4.8に第1回目ワークショップ(懇談会)を開催し、11月に第2回目を予定。引き続き検討を進める
兵庫県宝塚市西谷地域(中部地区・下佐曾利地区)	R4.7～(実施中)	取組に係る地元説明会を実施するとともに、取組の方向性を整理し、第1回目のワークショップに向けて準備中



グループ討議の様子(中条地区)



懇談会の様子(田麦野地区)

### <市町村管理構想>

市町村名	検討期間	状況
愛知県東栄町	R2.11～(実施中)	庁内職員の検討会(職員研修)による意見交換・議論等を踏まえ、素案を作成。東栄町管理構想のとりまとめに向けて検討中
福岡県うきは市	R3.10～(実施中)	庁内職員の検討部会による意見交換・議論等をR4.2～7に3回実施。引き続き検討を進める
新潟県長岡市	R4.10～(実施中)	R4.10にモデル事業に採択し、取組の方向性、実施方針について整理・検討中



庁内職員の検討会(東栄町)



庁内職員の検討部会(うきは市)

○地域管理構想について、策定意欲につながるモデル事例の形成、策定ノウハウの支援、地域管理構想づくりをコーディネートする人材の育成、地域管理構想の実施支援の強化等を通じて、地域における取組の後押しを図る。

## ■地域管理構想の策定を促進する対策強化のイメージ

<p>策定意欲につながるモデル事例の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域課題の具体的な解決方策に取り組む先進事例の形成                      [例] 災害リスクを踏まえた土地利用・管理方法の転換、デジタル技術の活用、農村型地域運営組織による検討・実施</li> <li>✓ 関連政策・制度と連携した地域管理構想の策定負担の軽減につながる先進事例の形成                      [例] 国土利用計画の策定・見直しと一体となった策定の推進、立地適正化計画や集落戦略(中山間地域等直接支払制度)と連携した策定の推進等との連携</li> </ul>
<p>策定ノウハウの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ モデル形成で得た成果や知見など、策定ノウハウを横展開するための情報提供の充実</li> </ul>
<p>地域管理構想づくりをコーディネートする人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域管理構想づくりを地域で主導し、円滑な検討作業や合意形成をコーディネートできる人材を育成するための研修の実施</li> </ul>

- 策定された地域管理構想が効果的に実施されるよう、関係省庁等の各種支援制度等を活用し、連携して一体的に支援することにより、効果の見える化を図り、他の地域への横展開を促進する。
- 地域管理構想の実施効果を関係省庁等の関連施策にフィードバックすることで、施策相互間の相乗効果を高める。

## 地域管理構想の取組の実行（関係省庁等の支援制度の活用）

積極的に利用・保全する農地の共同管理、管理のための体制づくり

[支援策例]  
 中山間地域等直接支払制度  
 多面的機能支払交付金

農地の粗放的な利用、計画的な植林

[支援策例]  
 農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)

立地適正化計画等と連携した地域管理構想に対し、段階的なコンパクト化を誘導(イメージ)

防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進(イメージ)

鳥獣被害防止柵、鳥獣緩衝帯の整備、ジビエの利活用

[支援策例]  
 鳥獣被害防止総合対策交付金

空家・既存住宅等の活用

[支援策例]  
 空き家再生等推進事業  
 農山漁村振興交付金(農泊推進対策)

## 地域管理構想の成果の活用（関係省庁の関連施策との連携）

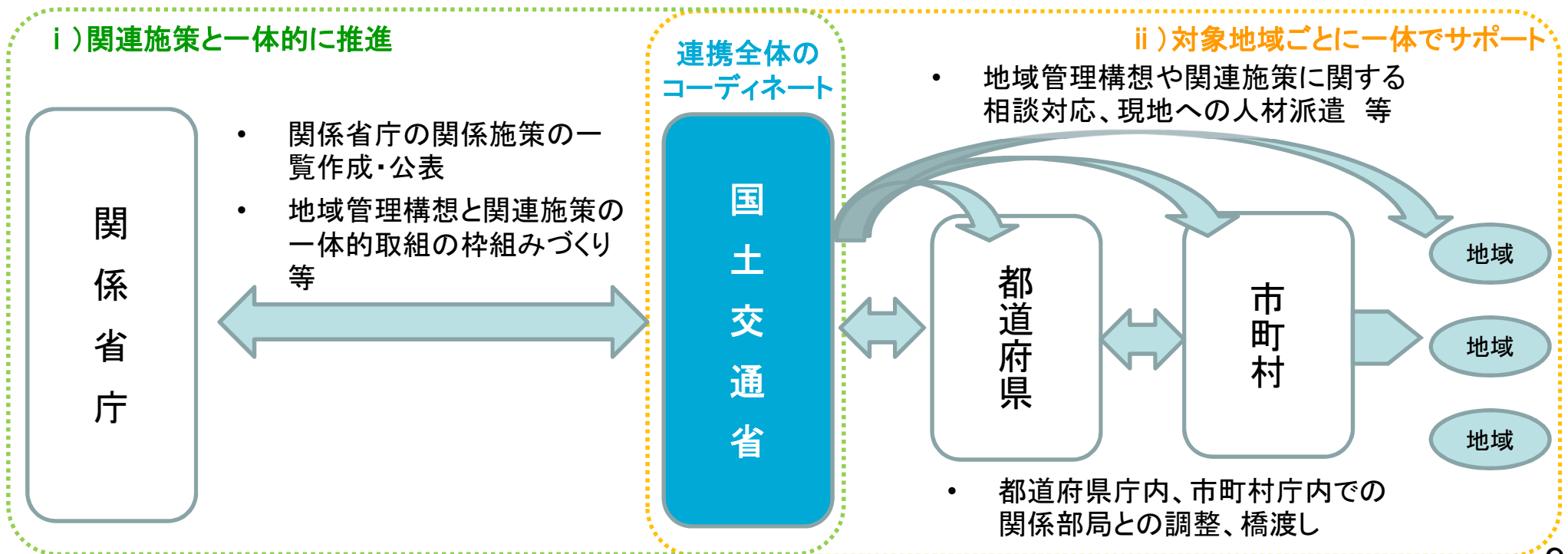
地域の将来の土地利用や活性化に向けた計画づくりへの成果の活用

[制度例]  
 地域計画(農業経営基盤強化促進法)  
 農山漁村活性化計画(農山漁村活性化法)  
 集落戦略(中山間地域等直接支払制度)



- 地域の現場において、地域管理構想の策定及び実施が円滑かつ効果的に進められるよう、関係省庁間の連携、国と自治体との連携による伴走型の推進体制の構築を図る。
- 具体的には、関係省庁の連携の下、
  - i) 地域管理構想の実施に資する関連施策を一体的に活用する連携支援体制の構築、
  - ii) 対象地域ごとに、国、都道府県、市町村が一体となって、地域管理構想の実施を支援する体制の構築を図る必要がある。

## ■ 地域管理構想の推進体制のイメージ



## 最適利用・管理の視点からの国土利用・管理

### ② 所有者不明土地などの低未利用土地や空き家の利用の円滑化

- 人口減少・高齢化に伴い所有者不明土地などの増加が懸念されているところ。
- 所有者不明土地の利用の円滑化や発生予防の観点からの低未利用土地の適切な利用・管理の促進を進める必要がある。

## ■土地基本法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年3月27日成立、3月31日公布)

### 目的

課題:人口減少下での地域の活性化、持続可能性の確保

- ①土地・不動産の有効活用  
(既に利用されているものの最適活用、低未利用のもの創造的活用)
- ②防災・減災、地域への外部不経済の発生防止・解消  
(所有者不明土地対策、管理不全土地対策等)

### 基本理念・責務

- 土地の適正な「利用」「取引」とともに適正な「管理」を確保
- 土地所有者等の責務を明確化  
(登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加)

### 基本的施策

- 土地の適正な「利用」及び「管理」を確保する観点から「基本的施策」を見直し  
(低未利用土地対策、所有者不明土地対策に関する規定を追加)

### 土地基本方針(新設)

- 「基本的施策」の具体的な方向性を明示
  - ・土地に関する計画制度に管理の観点を追加
  - ・低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組の推進
  - ・既存ストック等の円滑な取引に資する不動産市場整備の推進
  - ・地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を通じた情報基盤の整備等

出典:「改正土地基本法・土地基本方針の概要」(国土交通省)より  
国土政策局作成

## 1. 利用の円滑化の促進

- ①地域福利増進事業の対象事業の拡充
  - ・現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備**に関する事業を追加
- ②地域福利増進事業の事業期間の延長等
  - ・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間**を現行の10年から**20年に延長**
  - ・**事業計画書等の縦覧期間**を6月から**2月に短縮**
- ③地域福利増進事業等の対象土地の拡大
  - ・**損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地**であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用

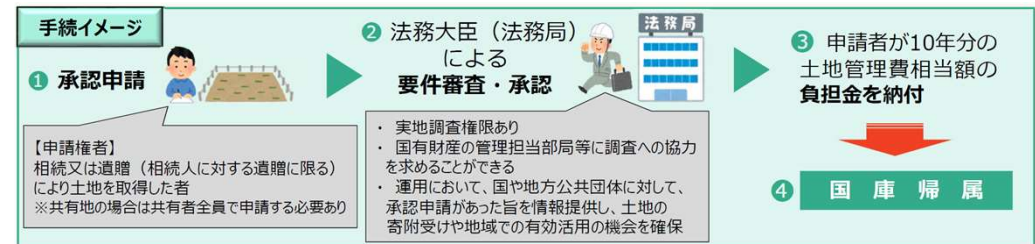


備蓄倉庫



建築物のイメージ

出典:「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要」(国土交通省)



出典:「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要」(法務省)

- 我が国の空き家の総数は849万戸、そのうち賃貸・売却用の住宅等を除いた「居住目的のない空き家」は349万戸で、いずれも増加傾向にある。
- 今後、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらに空き家数の増加が見込まれることから、空き家の発生抑制や空き家の利活用・適切な管理・除却に向けた取組の強化等、空き家政策のあり方を検討していく必要がある。

## ＜現行の空き家対策＞

### 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月公布、平成27年5月全面施行)

- ◆ 市町村による空家等対策計画の策定等
  - ・1,399市区町村が策定済(令和4年3月31日時点)

- ◆ 空家等の実態把握・所有者の特定等
  - ・市町村内部で固定資産税等に関する情報の活用が可能

- ◆ 空家等及びその跡地の活用

- ◆ 管理不十分で放置することが不適切な空家等(特定空家等)に対する措置(助言・指導、勧告、命令、行政代執行)
  - ・助言・指導 30,785件、勧告 2,382件、命令 294件、代執行 482件(うち略式代執行 342件)
  - (令和4年3月31日時点)

※「施行5年経過後に、施行状況を勘案して検討等を行う」(附則)より、特定空家等の判断基準の明確化・空家等対策を支援する民間主体活用の明示化など、基本指針等により空家法の運用改善を実施。

### 財政支援措置

- 空家等対策特別措置法に基づく空家等対策計画に沿った、空き家の活用や除却など市町村による総合的な空き家対策への支援を行う。

なお、社会資本整備総合交付金においても居住環境の整備改善等を図る観点から、同様の支援を実施。

- 空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制を構築する取組等への支援を行う。

〔住宅市場を活用した空き家対策モデル事業 R4予算 3.5億円〕

〔 空き家対策総合支援事業 R4予算 45億円 〕



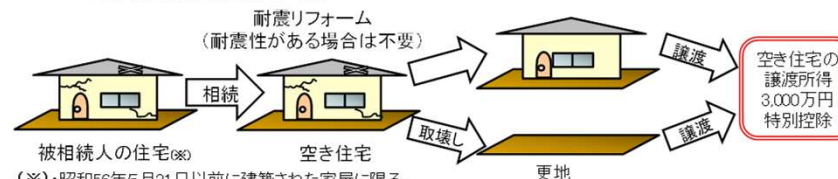
### 税制措置

- 市町村長が法の規定に基づく勧告をした特定空家等については、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外。

現行の住宅用地	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)		一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
	固定資産税の課税標準		
	1/6に減額		1/3に減額

( 現行の住宅用地特例 )

- 相続人が、相続により生じた古い空き住宅又は当該空き住宅の除却後の敷地を令和5年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。



(※)・昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。  
・相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

## 安全・安心の観点からの国土利用・管理

- 切迫する巨大地震や気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化など災害リスクの高まりが懸念されるなか、流域治水の取組を推進するとともに、まちづくり・地域づくりに防災・減災の観点を主流化していく必要がある。
- 安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害リスクエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくりなどの取組を推進する必要がある。

## 流域治水の推進

気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水を全国の河川で推進する。



## 災害リスクを踏まえた住まい方の推進

気候変動による水災害リスクの激甚化・頻発化を踏まえ、コンパクトシティ政策における居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外するなど、災害リスクエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導の取組を推進する必要がある。

### 【災害リスクを踏まえた開発抑制】

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止（都市計画法）
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発を抑制（都市計画法）
- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（特定都市河川法）

## 復興まちづくりの推進

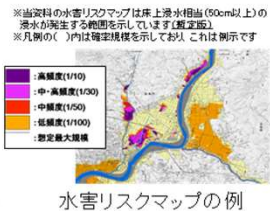
平時から災害が発生した際のことを想定して、被災前よりも災害に強いまちにする等の復興まちづくりの実施方針を検討しておくなど、復興事前準備の取組を進め、被災した場合に復興まちづくりを円滑に進めるとともに、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現していく必要がある。

○気候変動による水災害リスクの激甚化・頻発化を踏まえ、コンパクトシティ政策における居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外するなど、災害リスクエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導の取組を推進する。

水災害リスクを踏まえた重層的な取組により、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

### ▶ 水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進



### ▶ 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止  
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)  
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

### ▶ 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~) 住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

### ▶ 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
  - 居住者がまとまって集団で移転する制度\*の活用
  - ※防災集団移転促進事業
  - 住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担(地方財政措置含む)
  - 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(R2年度~)
  - 個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)

### 居住を避ける取組

**開発の原則禁止**

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

**高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化**

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

**市街化調整区域内の開発許可の厳格化**

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域\*から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)
- ※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

**居住誘導区域から原則除外**

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

### 居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

**浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)**

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
  - 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
  - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、居室の床面の高さが基準水位以上
  - 洪水等に対して安全な構造とする

**既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)**

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加  
<R4年度予算より>

**被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)**

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(かけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>

家屋の居室の高さを浸水が想定される深さ以上に確保

敷地の嵩上げ

ビロティ等

移転

住宅団地

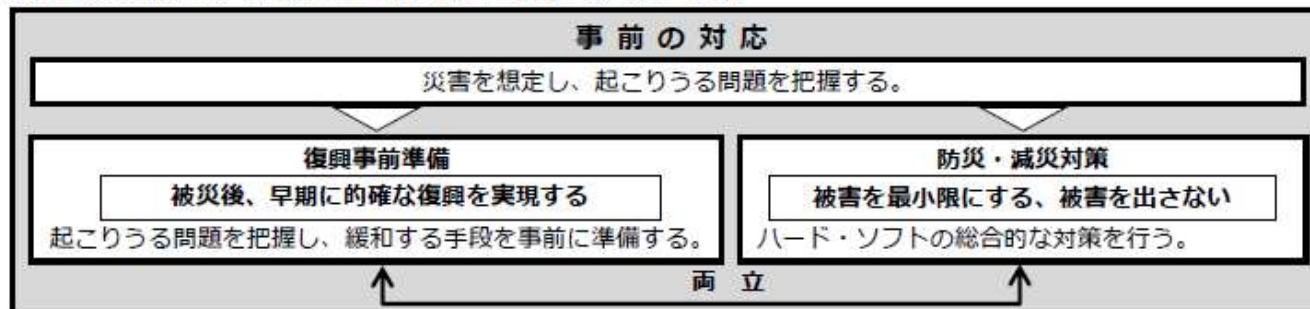
浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

○平時から災害が発生した際のことを想定して、被災前よりも災害に強いまちにする等の復興まちづくりの実施方針を検討しておくなど、復興事前準備の取組を進め、被災した場合に復興まちづくりを円滑に進めるとともに、より良い復興(ビルド・バック・ベター)の実現を図る。

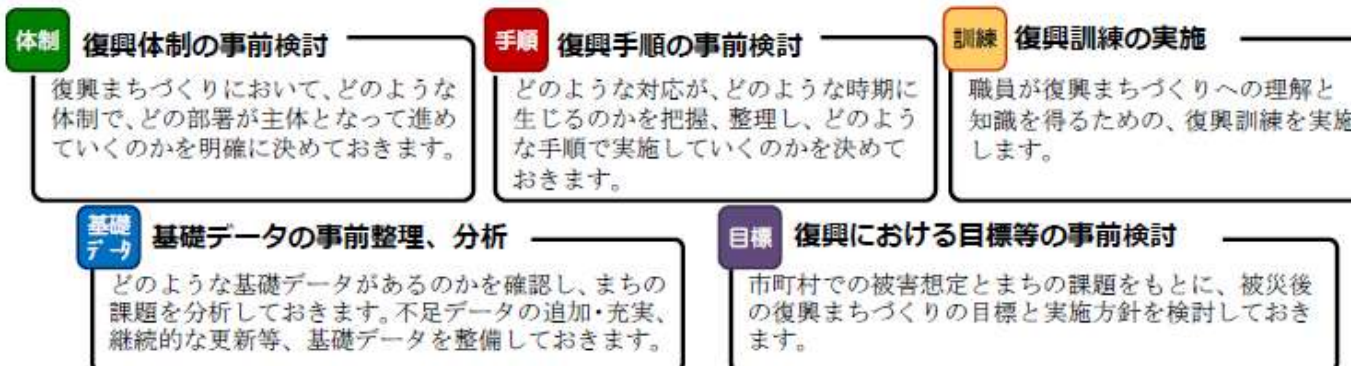
## 「復興事前準備」とは？

復興事前準備とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいいます。

市町村では、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備に取り組む必要があります。



## 復興事前準備の取組内容について





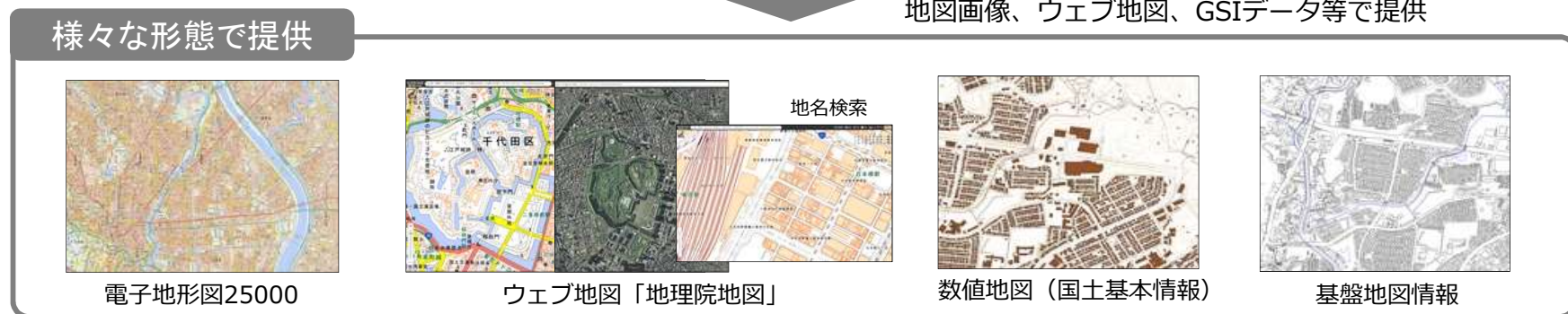
## 国土利用・管理DXの推進

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用により国土利用・管理の効率化・高度化を図る必要がある。
- 国土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進する必要がある。

## ■デジタルの徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化の例

分野	デジタルの徹底活用の例
国土の状況把握・見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子国土基本図の整備</li> <li>• リモートセンシングデータを活用した地籍調査</li> </ul>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デジタル技術を活用したスマートシティの取組</li> <li>• 3D都市モデルの活用</li> </ul>
農業 鳥獣害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• AIを活用した除草支援技術</li> <li>• ICTを活用した鳥獣被害対策</li> </ul>
森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ICTを活用した森林情報の取得・解析、森林クラウドの整備</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな災害リスク情報の整備</li> </ul>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然環境等の地図情報のデータベース化</li> </ul>

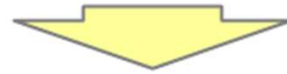
○デジタル社会形成基本法に規定する公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)として指定されている電子国土基本図が国土地理院によって整備・提供されている。



○令和2年の国土調査法改正により、高精度な空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータを活用することで、山村部等における地籍調査での現地立会の負担軽減等が図られている。

## 山村部での地籍調査の課題等

- ・土地所有者等の高齢化が進み、急峻かつ広大な土地が多い山村部では、現地での立会いや測量作業が大きな負担であるほか、事故のリスクも高い
- ・近年の測量技術の進展により、空中写真や航空レーザ測量から得られる高精度なリモセンデータが活用できる環境が整いつつある



## リモセンデータ活用による新手法（航測法）の導入

### ① 現地での立会の負担軽減

微細な地形や植生等をリモセンデータで把握した上で筆界案を作成し、集会所等に集まった土地所有者等に境界確認をしてもらい同意を得る

→現地立会いに必要な期間や人員等を大幅に削減



現状  
土地所有者等が現地に立会い、土地境界位置を確認



集会所等を集まり、リモセンデータを活用した筆界案を基に土地境界位置を確認

### ② 測量作業の効率化

空中写真等から解析したリモセンデータを用いて机上により筆界点の位置座標等を測量

→現地での測量作業によるコストを大幅に削減

→従来よりも広範囲の測量が可能に



現状  
土地の境界点について、現地に測量機器を設置し、1点毎に座標値の測量を実施



主要な基準点のみ現地測量し、上空からの写真や画像上で土地の境界点の座標値を一括算出

○スマートシティの都市計画・整備の分野では、デジタル技術を活用して、空き家の分布状況把握や防災対策の高度化等に関する取組が進められている。

## 水道メーターによる空き家の把握 (さいたま市)

1年以上契約のない水道メーターの存在する建物を空き家と判断し、空き家の分布状況データを作成



出典：さいたま市空き家等対策計画 平成30年3月さいたま市

実施地区	さいたま市内
実施主体	さいたま市
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、商業施設、工業施設等（公共施設除く）の建物を対象とし、1年以上契約のない水道メーターの存在する建物を空き家と判断。</li> <li>空き家の分布状況データは、各年のデータだけでなく、一定期間以上のもも抽出可能。</li> </ul>
使用する技術やデータ	・水道メーターデータ 等

## データ駆動型都市プランニング (松山市)

様々な都市データの組み合わせにより、歩いて暮らせるまちづくり、健康増進、地域活性化などを旨す

### Data-driven Urban Planning

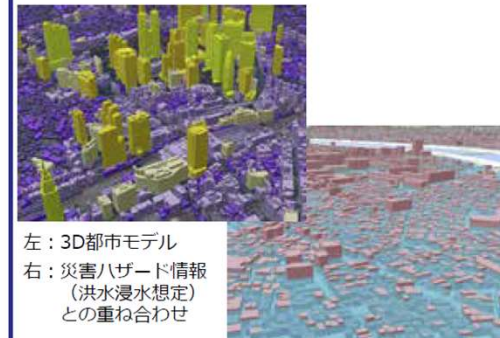
データ駆動型都市プランニング



実施地区	松山市内
実施主体	松山スマートシティ推進コンソーシアム
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市データセンシング、都市データプラットフォーム、シミュレーション、可視化ツールの技術を用いて、データ駆動型都市プランニングの方法論を確立。</li> </ul>
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>人流データ、交通データ</li> <li>交通等のシミュレーションと可視化 等</li> </ul>

## Project PLATEAU (国土交通省)

3D都市モデルの整備・利活用を通じて、都市計画・まちづくりや防災対策の高度化、多様な都市サービス創出等を実証。



左：3D都市モデル  
右：災害ハザード情報（洪水浸水想定）との重ね合わせ

出典：Project PLATEAU特設ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/plateau/>)

実施地区	全国約50都市
実施主体	国土交通省
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国約50都市の3D都市モデルを作成し、オープンデータ化</li> <li>我が国の3D都市モデルのデータ製品仕様等を初めて策定</li> <li>ユースケースを実証し、活用事例集等の各種マニュアルを公開</li> </ul>
使用する技術やデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>3D都市モデル (CityGML)</li> <li>都市計画基本図や都市計画基礎調査情報</li> <li>人流データ、交通データ 等</li> </ul>

○除草作業について、人口減少・高齢化に伴う労働力不足を補うため、AIを活用した除草支援技術や自律型除草ロボットの開発が進められている。

## ○ AIを活用したスマート除草システムの開発

- 雑草防除は高品質、高収量な作物を生産するために不可欠な作業であるが、農業における熟練労働者の高齢化や引退に伴い、これまでの経験の喪失や労働力不足が発生し、生産現場において大きな負担となってきている。
- 水田転作や耕畜連携など作付けの多様化が進むにつれ、発生雑草が複雑化し、生産現場に混乱が生じている。また高付加価値を目指す野菜などの有機栽培では、作物を傷付けずに行う手取除草は負担が大きく、取り組み拡大を妨げる要因となっている。
- そこでAIを活用した除草支援技術や自律型除草ロボットを開発することで、経験や労働力の不足を補い、安定した農業生産を達成する。



○鳥獣害対策として、センサーカメラ等のICT機器を導入することで野生鳥獣の生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定を行う取組が進められている。

## 鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組



○航空レーザ測量や空中写真・衛星画像等から森林情報を取得・解析し、その情報を森林クラウド等へ集積することで、都道府県、市町村、林業経営体など地域の関係者で情報の高度利用が進められている。

## ■ 森林情報の取得・解析

### ○ レーザ計測

- ▶ 短期間で広域の情報を取得可能
- ▶ 治山や路網整備の計画作成、境界確認等に活用できる地形データの把握が可能
- ▶ 高精度の計測により単木単位の資源解析が可能

### ○ 空中写真・衛星画像

- ▶ 可視画像から色調の違い等を判読し、林相把握が可能
- ▶ レーザ計測データとの組合せにより、その精度が向上

### ○ 国有林面積におけるレーザ照射密度別のデータ取得割合（令和2年度末現在）

レーザ照射密度レベル	取得割合
照射密度 1点以上/m <sup>2</sup> （地形情報や境界の把握）	65%
照射密度 4点以上/m <sup>2</sup> （樹高・蓄積量など詳細な資源情報の把握）	40%

※ 林野庁業務資料

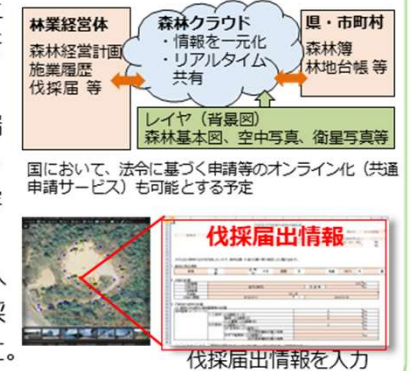
## ■ 森林クラウドの導入と情報の集積による高度利用

- ・市町村や林業経営体等における森林情報の共有を効率的に行うため、既存の森林GISを活用して、都道府県ごとに標準仕様に基づく森林クラウドを導入。
- ・新たに取得したレーザ計測データ等の高精度の情報を、森林クラウドへ集積し、市町村や林業経営体による高度な利用を促進。



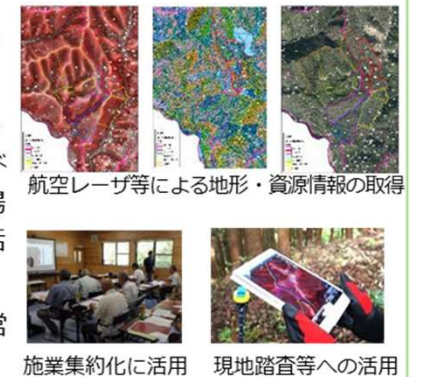
### 事例：森林クラウドによる森林関連情報の見える化の取組

- ・岡山県では、林業経営体がクラウド上の施業履歴データを活用し、間伐箇所等を把握して、施業集約化を推進。
- ・クラウドデータの一部をタブレット端末で参照可能にしたことで、現場での現況と森林簿等の資源情報の確認が容易に。
- ・市町村がクラウドに伐採届出情報を入力することで、衛星画像等による伐採跡地の確認や情報の見える化が可能に。



### 事例：航空レーザ計測や空中写真の活用によるICT林業の取組

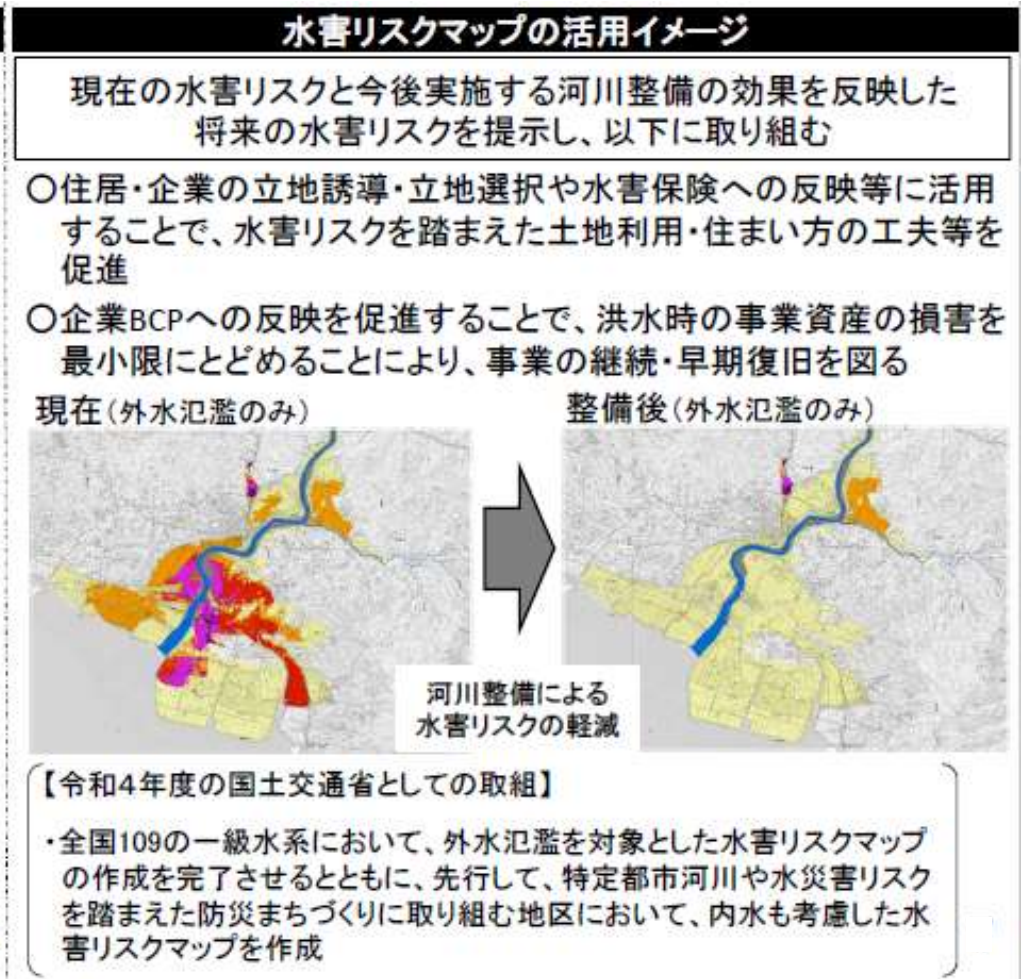
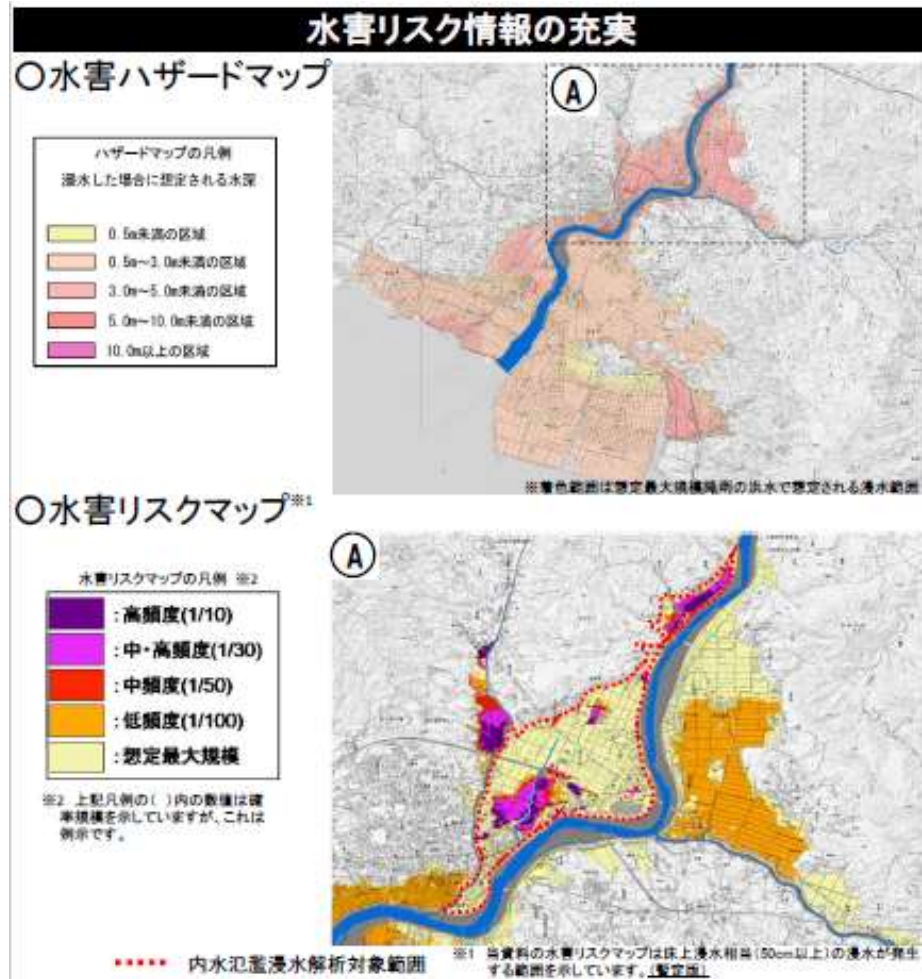
- ・球磨中央地区林業活性化協議会では、航空レーザ計測データや空中写真等から得られた地形・資源情報を森林クラウドへ集積し、関係者間で共有。
- ・くま中央森林組合では、森林クラウドデータをタブレット端末により、現場で確認し、境界確認・現地踏査等に活用。
- ・効率的に施業集約化を行い、森林経営計画を作成。



※球磨中央地区林業活性化協議会は、熊本県、鹿児島大学、人吉球磨地域の市町村、くま中央森林組合、素材生産業者、製材工場等により構成。



○流域治水の取組として、従来の水害ハザードマップに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」の整備が進められている。



○地域特性を把握するための自然環境・社会環境や再生可能エネルギーに関する地図情報のデータベース化が図られている。

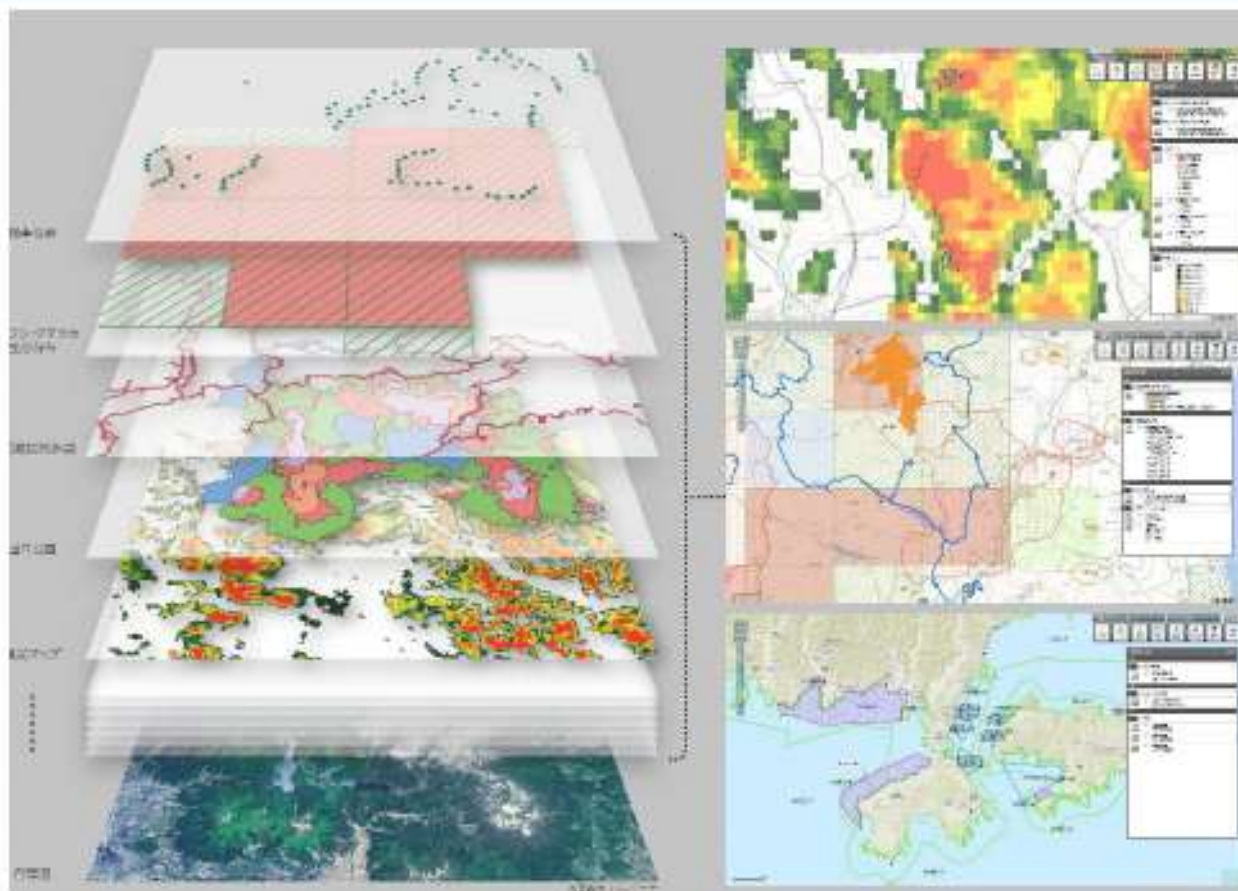
## 「環境」と「再生可能エネルギー」に関する豊富な地図情報をWeb-GISで提供

●地域特性を把握するための自然環境・社会環境や再生可能エネルギーに関する150項目以上の地図情報を収録

- ウェブサイト上の地理情報システム (Web-GIS)
- パソコン、タブレット、スマートフォンから誰でもアクセス可能



- 事業の検討の場面で地域特性を効率的に把握
- 地域住民や団体等の関係者が地域特性の情報を共有、理解促進
- 環境保全活動、環境教育、フィールドワークなどに幅広く活用可能



## 国土利用・管理における官民共創とコーディネート機能の強化


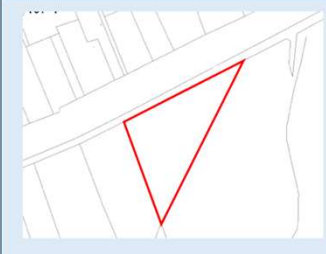
○人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地が増加する中、土地の適正な利用・管理を図るため、土地の公共的管理や民間投資の喚起など官民共創の取組を推進するとともに、土地の利用に関するコーディネート機能を強化する必要がある。

## ■適切な利用・管理が行われていない土地での官民共創、コーディネート機能強化の例

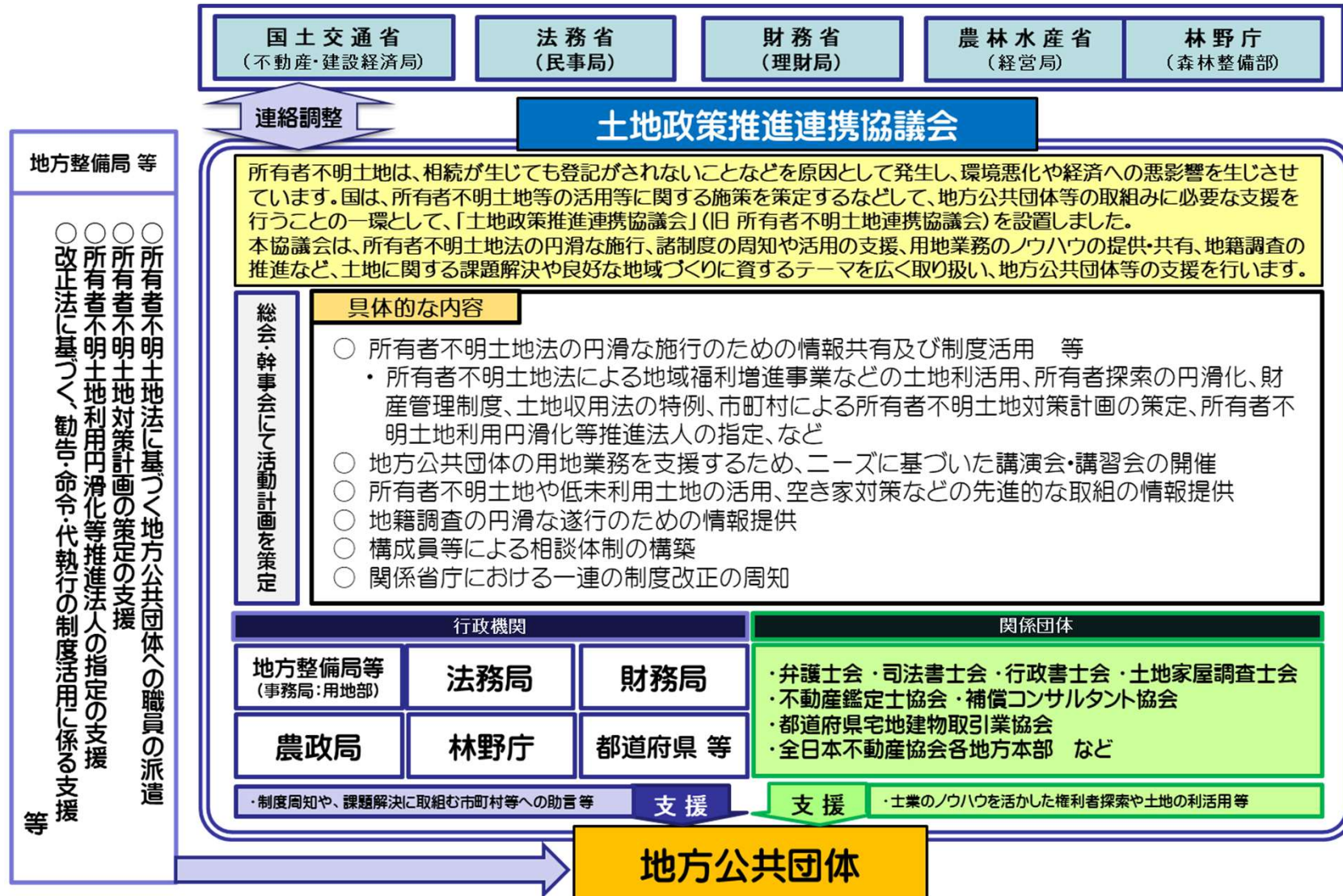
	官民共創 (土地の公共的管理、民間投資の喚起等)	コーディネート機能の強化 (関連施策との連携、人への投資等)
所有者不明土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度による発生予防</li> <li>地域福利増進事業の拡充による利用の円滑化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地政策推進連携協議会の活用</li> <li>所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組む法人の指定</li> </ul>
空き地・空き家	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国版空き家・空き地バンク等の活用による流通・利用促進</li> <li>「低未利用土地権利設定等促進計画」の活用による都市のスポンジ化対策の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家・空き地の流動化に取り組む法人による自治体、NPO、専門家等との連携、相談体制の構築</li> </ul>
荒廃農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農地中間管理機構(農地バンク)」の活用による農地集積、耕作放棄地の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域管理構想や農村RMO等による関係者の連携促進</li> </ul>
管理が行き届かない森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林経営管理制度」の活用による、①林業経営に適さない森林の市町村管理の実施、②市町村が仲介し、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託</li> <li>所有者不明森林等に関する特例措置による利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域林政アドバイザー制度の活用や隣接市町村との連携組織の設置等による体制の強化</li> </ul>

○所有者不明土地に学習施設や購買施設を設置し、商店街の活性化につなげる取組が進められており、このような民間主体による地域福利増進事業の取組を推進する。

## 「商店街の活性化等に係る所有者不明土地の活用」 株式会社アセットジャパン

<p><b>A 所有者不明土地の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所在：福岡県北九州市八幡西区熊手一丁目（対象筆数：1筆）</li> <li>■ 所有者不明土地の状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況は土地上に個人が所有する13棟の建物が存している（登記建物4棟、未登記建物9棟）。地積は270.74㎡、東側で幅員約14.5mの市道に、北西側で幅員約7mの市道（商店街側）に接面する角地である。</li> <li>・登記上の名義は「熊手商店街協同組合」。中小企業協同組合施行法により解散となるも、清算手続未了となっている。</li> <li>・土地の所有者である組合員の構成が不明であることから、実質的に所有者不明の状態。</li> </ul> </li> </ul> <p>【土地の現況写真】</p>  <p>【土地の位置図（周辺概況）】</p>  <p>【登記所備付地図】</p> 	<p><b>B 事業主体／関係協力先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業主体：不動産事業者</li> <li>■ 関係協力先             <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利関係、事業コンサルタント</li> <li>・税理士事務所（税務相談等）</li> <li>・法律事務所（法律相談、不明者探索等）</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>C 事業概要（土地の利活用方針）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 用途：学習施設及び購買施設</li> <li>■ 利用目的：当該地域は旧来からの商店街地域であるが、後継者不足や事業者の高齢化に伴い、商店を維持していくことが困難な方が増えており、地域の衰退に拍車がかかっているところ。対象土地は商店街の入口に位置しており、建物が更新され、新たに学習施設や購買施設を整備することで、商店街の活性化、地域の活性化の契機とすることを目的とする。</li> <li>■ 事業イメージ：当該事業は地場の事業者のCSRの一環として取り組んで頂き、地場の金融機関と連携して必要資金の確保、人材の確保を進める方針。地場の大学生や教師経験のある地元住民の方、地域の社会福祉法人等の協力を得てサービスの提供を実施することで、地域の学童の福祉を向上させるとともに、居住環境の向上、地域活性化のモデルとして、他地域への波及効果が期待される。</li> </ul>	<p><b>D 取組概要</b></p> <p>【今年度のモデル調査における取組成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;所有者不明土地上の建物所有者について&gt;             <ol style="list-style-type: none"> <li>①本調査業務着手時点（令和2年7月）で行方不明となっていた建物所有者（登記名義上の所有者の相続人（2名、県外在住の兄弟））に面会することができ、建物の処分及び活用等に関して包括的に委任する旨の確認書に署名・捺印して頂くことができた。</li> <li>②遺産分割協議が整っていない不明土地上の建物について、所有者の相続人の子（A氏）より相談があり、亡祖父名義の建物について事情に精通している方と面談をすることができた。</li> </ol>             その結果、相続人が5人で、県外在住の方もいることが判明した。           </li> <li>③反対の意向を示していた不明土地上の建物所有者が、事業予定者に対して建物の買収の依頼をし、事業予定者も買受ける意向を示していることが分かった。</li> </ul> <li>・ &lt;行政との協議内容について&gt;             裁定権を有する福岡県（企画・地域振興部総合政策課）を訪問し、事業に反対の意向を示している建物所有者がいる場合の事業の検討の可否について問い合わせたところ、事業の賛否よりも現況の建物が施行令第2条第2項の要件を満たさない建物であれば、事業の要件を満たさないと判断せざるを得ないとの回答を得た。           </li> <p>【今後の取組（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不明土地上の全ての建物について、その所有者が処分等の意思決定が可能な状況になるような取組を実施する（パートナー税理士同席の上、遺産分割協議のサポートを行う等）。</li> <li>・アフターコロナの時代における、学習施設・購買施設の在り方について、事業予定者、地域の関係者と検討を重ねる。</li> </ul>

○土地政策推進連携協議会の設置により、土地政策について地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する取組を推進する。



○全国版空き家・空き地バンクでは、官と民が連携し、自治体が把握している全国の空き家等の情報を一元化して公開するなど、空き家の円滑な利活用に向けた取組が進められている。

## 目的・概要

○ 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、**各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。

○ 公募により選定した**2事業者**【(株)LIFULL・アットホーム(株)】が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から**本格運用**を開始。

### 株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

### アットホーム株式会社

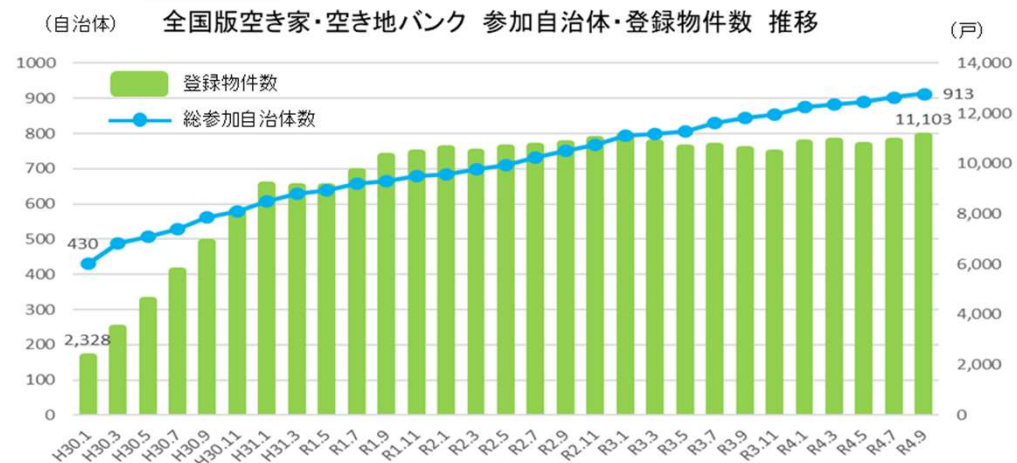


URL: <https://www.akiya-at-home.jp/>

## 運用開始後の効果

○ 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始直後(平成30年1月)と比べて、令和4年9月末時点での**参加自治体数は約2倍、物件掲載件数は約4.7倍まで増加**  
※掲載件数は2社合算

○ 自治体へのアンケート調査等によると、**約12,200件の物件が成約済**(令和4年9月末時点)

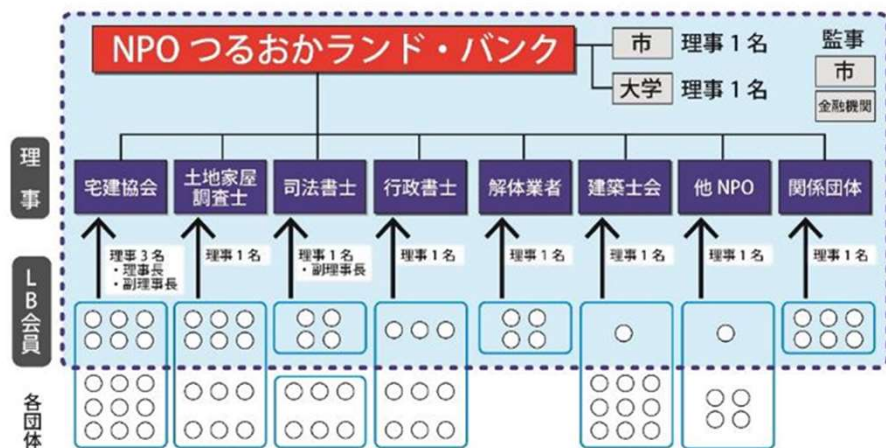


ONPO法人つるおかランド・バンクでは、空き家・空き地に関する相談の整理・分析を行い、専門家による会議を開催することで、課題解決方法や規制緩和等の検討等の取組が進められている。

**背景・課題** 取組対象地域では、車社会に対応していない町割りや狭い道路が残っており、狭小地、困窮地等が多く、空き家・空き地が増加しドーナツ化やスポンジ化が進行している。NPO法人つるおかランド・バンクでは平成25年の法人化以降、鶴岡市の空き家・空き地の相談窓口と対策を行っている。

**調査目的** NPO法人つるおかランド・バンクの会員事業者を通じて行われてきた不動産流通案件について整理することで、組織設立からの空き家・空き地相談の全体像を把握し法制度の解決が難しい事例の問題の解決方法や規制緩和等について検討する。

**事業内容・スキーム** NPO法人つるおかランド・バンクは、様々な専門家が連携して、空き地・空き家の相談窓口と対策の実行部隊として取り組んできた。



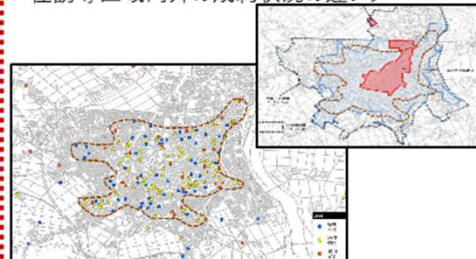
**【事業内容】**

- NPO法人つるおかランド・バンクのこれまでの取組の中で得た下記の①～③のデータについて、整理・分析を行う。  
①相談窓口シート②空き家相談会データ③ランドバンク物件情報シート
1. のデータをもとに、専門家会議を開催し、相談者の動向や傾向を踏まえた意見交換や、解決が難しい事例が抱える問題点や問題の解決方法、法や制度等の規制緩和等についての意見交換を実施する。

**モデル調査の成果**

- ①～③のデータについて整理・分析し、専門家会議で分析結果を共有した。相談内容の傾向を報告書として取りまとめるとともに、解決が難しい事例が抱える問題点や解決方法について検討を行った。

<報告書掲載内容例: 旧鶴岡市における居住誘導区域内外の成約状況の違い>



中心市街地の相談案件を見ると、中心部の鎖線を引いた内部部分に相談が集中しており立地適正化計画図と重ねると、居住誘導区域と重なることがわかる。  
この居住誘導区域の部分に集中的に政策を入れ込み、予算をつけることができれば、単体や隣接等での短期的な解決方法だけでなく、累積で相談箇所が増えていくことで、中長期的な解決も可能となり、連鎖型の区画再編などでの再生がしやすくなると考えられる。

<報告書掲載内容例: 解決が難しい事例①>



道路沿いの5件は、接道要件を満たしていない為、建築基準法43条但し書きの建築審査会の確認が必要であるが、申請の手間・労力や経費的・時間がかかる為、不動産業者が手を出しにくい物件である。  
建築基準法43条但し書きの労力と時間とコストを民間に負担させてしまう。包括的な緩和規定もしくは公民連携での負担のかからないような方法をとることが考えられる。



○民間企業が農地中間管理機構のコーディネートによって農地を借り受けることで、荒廃農地の再生や相続未登記農地の活用を推進する。

## ⑧沖縄県うるま市津堅地区

### 現地コーディネーター等の活動による相続未登記農地の活用

**「取組のポイント」**

- ✓ 現地コーディネーター等による相続関係者への農地中間管理権の取得の協議申入れ
- ✓ 企業参入に向けた所有者等との話し合い

**地区の概要**

津堅地区は、不在村地主が多い地域であり、約6割が相続未登記である。また、島外への人口流出と農業従事者の高齢化により、荒廃農地の増加が危惧されている。そこで平成29年度から農地バンクを活用した農地集積に取り組み、令和3年度までに地区内の農地の約35%にあたる28.6haを担い手に集積。

**取組の内容**

- ① 津堅地区で野菜栽培を希望する県外の企業Fは、農地バンクに借り受けを応募。
- ② 農地バンクは、農業委員会等と連携し、企業の農業参入を積極的に進める観点から、農業委員会が相続関係を整理し、現地コーディネーターが、農地バンク事業を活用した荒廃農地の再生(農地耕作条件改善事業を活用)と当該企業Fへの農地の貸付に対する地元説明をそれぞれ役割分担の下に実施。
- ③ 現地コーディネーターの相続未登記農地等の活用に向けた取り組みが、所有者等へ浸透し、荒廃農地の再生により新たな企業Gの参入や地元農業者による法人設立(特産品の「ニンジン」生産)等に繋がり、相続未登記農地の2割(9.3ha)に農地中間管理権を取得し、県外企業F等に転賃。
- ④ 農地バンクを活用した荒廃農地の再生、相続未登記農地の活用により、地域産業が活性化。

沖縄県  
(津島のみ表示)

うるま市  
(津堅地区)

バンク活用前(H28) → バンク活用後(R3)

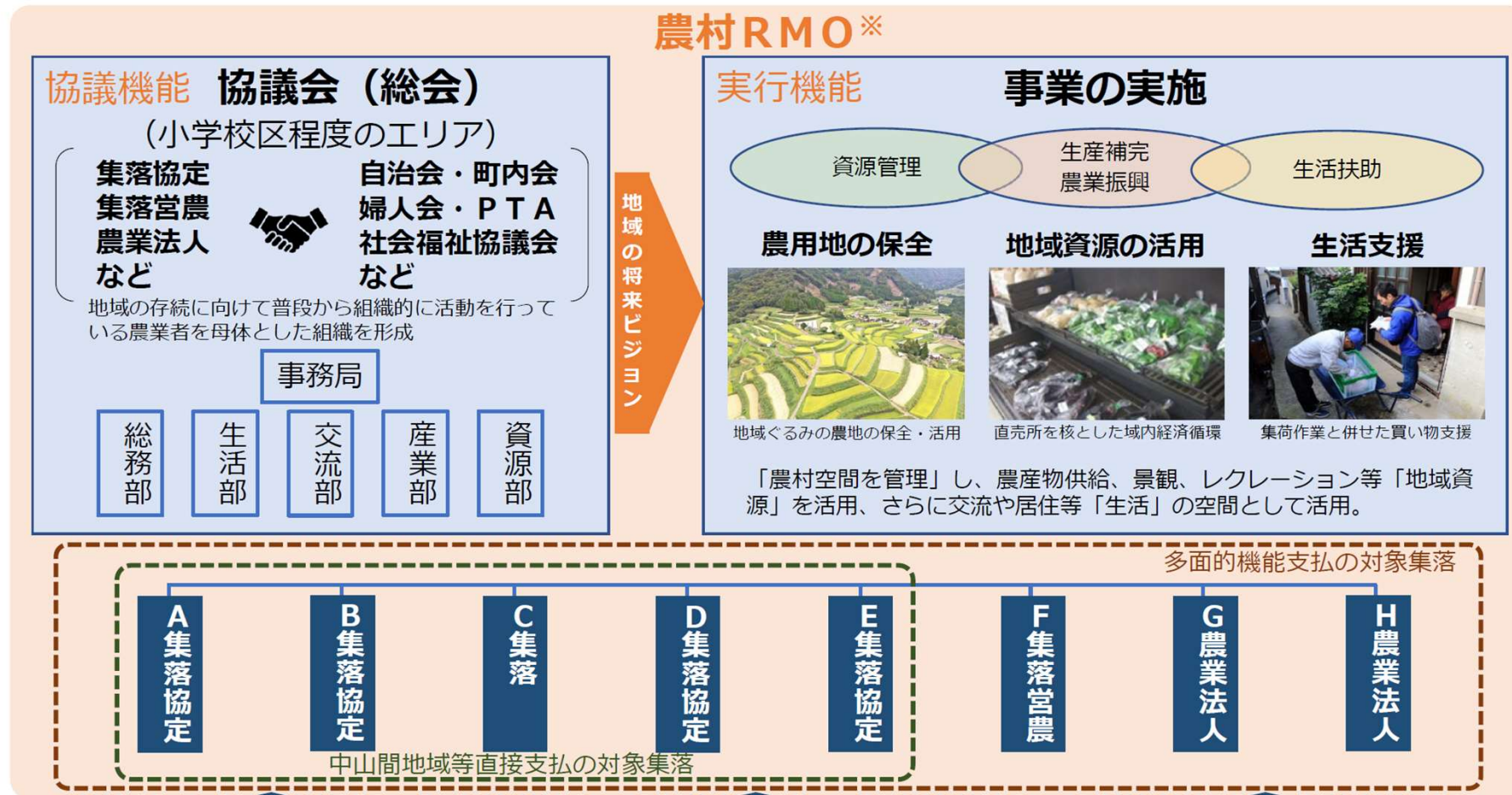
- 法人経営体A~E(担い手)
- 参入企業F(担い手)
- 法人経営体H
- 参入企業G

**取組の成果**

- 所有者不明農地(相続未登記)の2割(9.3ha)に農地中間管理権
- 農地耕作条件改善事業による荒廃農地の再生(8.6ha)

農地バンク活用面積	借入面積	16.3ha
	転賃面積	16.3ha
	新規集積面積	16.3ha
地区内農地面積	82.9ha	
集積面積・集積率	13.2ha(15.9%)	28.6ha(34.5%)
平均経営面積	2.6ha/経営体	4.8ha/経営体
平均団地数	5.8ha/団地	6.5ha/団地

○農業者を母体とした組織と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設置し、農用地等の保全、地域資源の活用等の事業を推進する。



## 中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

○森林経営管理制度(森林経営管理法)により、経営管理が行われていない森林について、森林所有者の意向に応じて、市町村による森林整備や林業経営への再委託の取組が全国各地で進められている。

## 市町村による 森林整備



<間伐事業の状況>

### 栃木県鹿沼市 ～所有者特定を重視した意向調査～

- ・栃木県鹿沼市では、森林所有者の森林経営に対する関心の希薄化などから、相続登記や所有者の届出が行われず、手入れ不足の森林が増えている。そのため、所有者の特定を重視し、法定相続人を探索した上で意向調査を実施。意向調査票を確実に当事者に届けることで、森林整備までの合意形成をスムーズに進めている。
- ・制度の開始に伴い、森林組合や事業者等が構成する「鹿沼市森林環境整備協議会」を設立、市自らが対応する事務と委託事務を組み合わせることで効率化を図り、令和3(2021)年度には、意向調査(約1,134ha)、経営管理権(約26ha)の設定、市による間伐事業(約26ha)を実施している。

## 市町村による 森林整備



<間伐後の状況>

### 兵庫県神戸市 ～未整備森林のトータルコーディネート～

- ・兵庫県神戸市は、林務専門部署がない中、県と「ひょうご森林づくりサポートセンター」の支援を受けながら、地元の森林組合と連携して、既存の取組では対応が難しい条件不利地の森林整備を進めるために制度を活用。
- ・多様な森林整備手法を検討するため、条件を絞らず幅広く意向調査を実施。既存事業で対応可能なところの調整を行いながら、条件不利地については、町が経営管理の委託を受ける方針で取組を進めている。
- ・令和2年度には約1,100haの意向調査を実施するとともに、経営管理権を設定(約67ha)し、町による間伐事業(約53ha)を実施している。

## 林業経営者 への再委託



<境界確認の状況>

### 愛知県岡崎市 ～境界の確認から意向調査、森林整備までの円滑な実施～

- ・愛知県岡崎市では、航空写真を活用した森林資源解析により、人工林資源がまとまっている15地区を制度の対象に選定。
- ・所有者が将来にわたり、森林管理を行っていただけるよう、地区全体の境界確認と測量を実施し、その後に意向調査を行うことで、円滑な意向確認の実施と経営管理の受託につなげている。
- ・令和2年度は、約57haの森林について市が所有者から経営管理の委託を受け、このうち、約23haを林業経営者に再委託。令和3年度には市が約24haの森林の間伐に着手するなど取組を展開している。

## 都道府県による 市町村支援の取組



<説明会の状況>

### 愛媛県 ～森林管理支援センターによる市町村支援～

- ・愛媛県では、市町村からの支援要請を受けて、複数の市町村が連携して事業に当たる広域推進体制の構築を提案。流域を単位とした県下5地域に市町村連携組織(森林管理推進センター)を設置。さらに、市町村連携組織を支援するための総括組織(森林管理支援センター)を公益財団法人愛媛の森林基金内に設置。
- ・市町村を対象とした研修会の開催、意向調査等の外注に係る設計積算要領等の作成や資料提供のほか、市町村職員のマンパワー不足解消に向けた取組として、森林管理支援センターで雇用した技術職員や併任の県職員を各森林管理推進センターへ派遣するなど、実務を担う人材を確保することで全面的に支援している。

○森林経営管理制度(森林経営管理法)により、経営管理が行われていない森林について、森林所有者の意向に応じて、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ取組を推進する。

